

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第84号）

（建設局水と緑環境部緑政課）

興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための京都市梅小路公園ステージの独占的な利用について、1時間を単位とする利用の許可を行う必要があるため、次のとおり使用料の上限額等を変更することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
使用単位	1平方メートル	1面
単位期間	1日	1時間
使用料の上限額	115円	1,500円

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 84 号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表2中

「

工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル	1	日	115
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し				115

を

「

工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル	1	日	115		
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	京都市梅小路公園ステージ	1	面	1時間	1,500	
	その他の場所	1	平方メートル	1	日	115

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(建設局水と緑環境部緑政課)